

○総務省告示第三百七十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第五号及び第六号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十七号（電波法施行規則第六条第四項第五号及び第六号の規定に基づくデジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにPHSの陸上移動局が使用できない電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年十一月十日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

一 デジタルコードレス電話の無線局が使用する電波の型式及び用途
 「1 略」
 2 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八八五・二四八MHz以上、九〇四・二五六MHz以下の周波数であつて、 一、八八五・二四八MHz及び一、八八五・二四八MHzに、七二八MHzの整数倍を加えたもの	〔略〕	〔略〕

3 設備規則第四十九条の八の二の三においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九一MHz、一、八九七・四MHz、一、八九九・一MHz、一、八九九・二MHz、一、九〇一MHz、一、九〇九・一MHz、一、九一一・六MHz及び一、九一四・一MHz	〔略〕	〔略〕

一 「同上」
 「1 同上」
 2 「同上」

周波数	電波の型式	用途
一、八九五・六一六MHz、一、八九七・三四四MHz、一、八九九・〇七二MHz、一、九〇〇・八MHz、一、九〇二・五二八MHz及び一、九〇四・二五六MHz	〔同上〕	〔同上〕

3 「同上」

周波数	電波の型式	用途
一、八九二MHz、一、八九七・四MHz、一、八九九・一MHz、一、八九九・二MHz、一、九〇一MHz及び一、九一四・一MHz	〔同上〕	〔同上〕

〔二・三 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。